

# つちはし事務所通信

# 7

July  
2026



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026年7月1日

## 要周知

## 職場における熱中症対策を強化

令和7年の職場における熱中症に関する厚生労働省の調査によると、死亡者の数は19人（前年比12人・約39%減）となり前年から減少しました。しかし、死傷者（死亡・休業4日以上）の数をみると、1,803人（前年比546人・約43%増）となり、統計開始以来最多となりました。

同省では、令和8年においても、同年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえた措置などを講ずるように呼びかけています。同省から、職場での熱中症防止対策のポイントをまとめたパンフレットなどが公表されていますので、本格的に暑くなる前に確認しておきましょう。

…………… パンフレット「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に  
熱中症を効果的に防止しましょう！」より抜粋 ……………

### ～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① 「設備、体制の整備」を参考に準備を行った上で、
- ② 「熱中症リスクの把握」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ 「熱中症リスクに応じた措置」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

★夏場に屋外で作業を行わせる場合は、左記のパンフレットを確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、そのURLなどを紹介いたします。



## 安全衛生情報

## 労働者数50人以上の事業場のみなさまへ 産業医の辞任時等の報告を義務付け(令和8年8月～)

労働安全衛生規則の改正により、事業者に対して産業医の辞任・解任又は退任があった場合には、一定の場合を除き所轄労働基準監督署長に当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに義務付けられることになりました。  
[令和8年8月1日施行]

報告の方法は、原則として電子申請を用いると定められていますが、電子申請を行う環境が整っていない場合等には、当分の間経過措置として書面による報告を行うことも認められています。

なお、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等については、法令上の報告義務はありません。ただし、労働基準監督署における産業医の選任状況の適切な把握の観点から、報告を行うことが望ましいとされています。



## 産業医

働く人の健康に対する意識は社会的に高まっており、専門知識を持つ産業医の関わり的重要性も高まっています。今後、**ストレスチェックの実施が全事業場に対して義務化される**こともあり、労働者の健康管理に産業医等の医師が関わることの重要性は増して行くことでしょう。

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日決定）」などを踏まえ、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が改正され、令和8年6月14日から段階的に適用されることになりました。そのポイントをまとめたリーフレットが厚生労働省から公表されていますので、確認しておきましょう。

……………リーフレット 外国人雇用管理指針改正の主なポイント（令和8年6月14日適用分）……………

## 令和8年6月14日適用

外国人を雇用する事業主が適切な雇用管理等を行うことが重要です。

### 1. 同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意しましょう

短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者を雇用する事業主は「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」について、外国人労働者を含め、適用を受けることに留意が必要です。



ガイドライン

### 2. 外国人労働者の日本語学習支援等に努めましょう

事業主は、日本語教育の推進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人労働者及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが定められております。日本語学習について、以下のようなコンテンツがありますので、ご活用ください。

### 3. 外国人雇用状況届出の際に読取アプリを活用しましょう

外国人雇用状況届出を届け出る際、在留カード等の確認に当たっては、出入国在留管理庁が提供する在留カード等読取アプリケーション（※詳細裏面）を使用し、アプリで読み取った情報と、在留カード等の券面情報の記載を照合することが適切です。

なお、不法就労関連では、事業主も処罰の対象となりえます。

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」  
⇒3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金（外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。）  
※ 令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。
- ・外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人  
⇒30万円以下の罰金

▶ 裏面につづく

★外国人雇用管理指針について、左記のほか、令和8年10月から改正パートタイム・有期雇用労働法施行規則などが施行されること、令和9年4月から育成就労制度が施行されることなどを踏まえた改正も行われており、段階的に適用されることになっていきます。外国人労働者を雇用されている（雇用する予定がある）場合は、確認しておきましょう。

このリーフレットなどの関連資料をご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。



## あとがき◆つちはし事務所より

- ★常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医を選任する義務があります。また、産業医の選任・変更の際には、労働基準監督署に報告する必要があります。それに加えて今回、産業医の辞任についても報告が義務化されました。その他、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、衛生管理者（もしくは安全衛生管理者）を選任する必要があります。また、月に1回は衛生委員会（製造業等は安全衛生委員会）を開催する必要があり、議事録の保存も義務づけられています。
- ★また、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、衛生推進者（製造業等では安全衛生推進者）を選任する必要があります。衛生推進者等を選任した時は、衛生推進者等の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等により周知を行うこととなっています。熱中症が気になる季節です。皆様の事業場の安全衛生管理体制のチェックをお願いいたします。
- ★7月10日は、健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限です。4月、5月、6月に支払ったお給料をもとに、今年9月以降の保険料を決定します。また、労働保険の年度更新手続きの締め切り日でもあります。お忘れなきようお願いいたします。

